

公 告

分任契約担当官 陸上自衛隊相馬原駐屯地
第406会計隊長 南 川 秀 春

1 一 般 競 争 に 付 す る 事 項 件 名 等

	品 名	規 格	納 期
1	ブラインド W1790×H1450 ほか3件	別紙内訳書のとおり	R5.3.27
2	リフィル(黒) ほか45件	別紙内訳書のとおり	R5.3.27
3	チャブス M ほか15件	別紙内訳書のとおり	R5.3.27
4	清缶剤 ほか3件	別紙内訳書のとおり	R5.3.27
5	変圧器	別紙内訳書のとおり	R5.3.27
6	再生砕石 ほか1件	別紙内訳書のとおり	R5.3.27

2 入 札 参 加 資 格

- (1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 令和4・5・6年度一般競争(指名競争)参加資格(全省庁統一資格)の資格審査結果通知を受けた者のうち、「**物品の販売**」の等級格付けが「**D等級以上**」に格付され、競争参加地域が関東・甲信越の競争参加資格を有する者であること。
 - (4) 契約担当官等から指名停止の措置を受け、現在その期間中の者でないこと。
 - (5) 入札書には「**当社(個人の場合「私」)は、暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約いたします。**」の一文を付記すること。
 - (6) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (7) 前号より現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 原則、現に指名停止を受けている者の下請負について認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

3 契 約 条 項 を 示 す 場 所

第406会計隊、第406会計隊新町連絡班に記載
www.mod.go.jp/gsdf/eae/kaikai/eafin (東部方面会計隊ホームページ)

4 説 明 会

5 入 札

(1) 日 時

(2) 会 場

(3) 入 札 金 額

(4) 郵 送 に よ る 入 札

実 施 し な い
令和5年2月14日(火) 9:30 (開 札)
陸 上 自 衛 隊 相 馬 原 駐 屯 地 1号隊舎3階 商議室

「消費税抜き価格」で標記すること。

封書に**会社名、入札日時、件名及び朱書きで入札書在中**と明記した上、
2月13日(月) 16:00部隊必着とする。
事前に郵送による入札を行う旨を連絡するとともに到着確認をするものとする。

郵便入札があった場合の再度入札は2月16日(木)10:00に開示する。

(5) 再 度 入 札

6 落 札 決 定 方 法

- (1) 総額(グループ別)をもって決定する。この際、当該所定の予定価格の範囲内で最低の金額をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (3) 契約金額は、落札金額に消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を加算(円位未満切捨て)した金額とする。
- (4) 入札書には、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載する。

7 保 証 金

(1) 入 札 保 証 金 免 除

(2) 契 約 保 証 金 免 除

8 違 約 金

(1) 落札者が契約を結ばない場合、落札金額に消費税相当額10%を加算した金額の100分の5以上を徴収する。

(2) 落札者が契約を履行しない場合、契約金額の100分の10以上を徴収する。

9 履 行 遅 延 賠 償 履 行 期 限 の 翌 日 から 起 算 し、遅延部分1日につき契約金額の1000分の1以上を徴収する。

10 入 札 の 無 効

(1) 第2項に示す競争入札に参加する資格のない者が行った入札

(2) 入札者名、押印及び入札金額が識別しがたい場合

(3) 電話、ファックスによる入札

(4) 入札者等が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、当該入札者等が提出した入札書等を無効とする。

その他入札に関する条件に違反した場合

11 契 約 書 等 の 作 成

(1) 落札者は落札決定後、契約金額に応じ契約書又は請書を東部方面隊標準契約(請)書の様式により遅滞なく作成し提出する。

(2) 契約金額が50万円以上の場合には請書を、契約金額が150万円以上の場合には契約書を作成する。

12 そ の 他

(1) 委 任 状 代表者でない者が入札する場合は、入札時に委任状を提出

(2) 資 格 決 定 通 知 書 入札時に、「**資格審査結果通知書(全省庁統一資格)**」の写しを提出(提出済の業者を除く)

(3) 入 札 及 び 契 約 心 得 入札参加者は陸上自衛隊で用いる入札及び契約心得を承知の上で入札に参加すること。

(4) 同 等 品 で 入 札 を 行 う 場 合 は、規 格 欄 に 示 す 規 格 ま た は、仕 様 書 以 上 の 規 格 ・ 商 品 と し、「同等品申請書」を契約担当官に提出し、

了 承 を 得 る こ と。(提出期限:5年2月9日)

(5) 連 絡 先

〒370-3594 群馬県北群馬郡榛東村新井1017-2 陸上自衛隊相馬原駐屯地

第406会計隊 契約班 担当:小島 TEL:0279-54-2011(内線2343)

FAX:0279-54-6960